



# 弁護士会の国際活動

## 第4回 WCBLパリ大会参加及びミラノ弁護士会との友好協定締結

国際委員会 副委員長 津村 佳奈 (63期)

### 1 WCBLパリ大会参加

当会が会員となっているWorld City Bar Leaders(世界大都市弁護士会会議。略称「WCBL」)は、ロンドン、パリ、ニューヨークの各弁護士会と当会が共同創立者となり創設された組織で、約1年～1年半に一度、会員弁護士会が持ち回りで主催者となって会議を開催している。会合では、毎回、各弁護士会から会長など執行部クラスの会員が出席し、共通の関心事項である複数のトピックにつきディスカッションを行い、サイド・プログラムの各種イベント等においても交流を深めている。

当会も2017年にホスト役として15の弁護士会からの参加者をお迎えし、会議を主催、成功裏に終わらせたことは記憶に新しいが、本年はパリ弁護士会がホスト弁護士会として6月11～13日の日程で会議が行われた(以下「パリ大会」という)。今回のパリ大会では、主催者であるパリ弁護士会のほか、アフガニスタン、ブリュッセル、モントリオール、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ドイツ、フランクフルト、ブダペスト、インド、ミラノ、トリポリ、ベイルート、ルクセンブルグ、メキシコ、アムステルダム、ワルシャワ、スロヴェニア、ヨハネスブルグ、ジュネーブ、ニューヨーク、サンフランシスコの各弁護士会(注：所在国のアルファベット順、国名表記は国単位の弁護士会)の会長、副会長や会員、及び国連の代表者(裁判官と弁護士の独立に関する特別報告者等)が出席し、当会からも国際委員会担当の的場副会長と当職とで出席した。

討議は4つのセッションで構成され、そのテーマは、①『AI- 職業上の機会、亀裂、戦略』、②『違法な法律実務と闘う：専門職を守るためにのツールと戦略は何か?』、③『法曹界における心理社会的リスクの防止、文化の変革』、④『法の支配の危機：弁護士へ



の攻撃にどう対応するか?』であった。

特にセッション②では、的場副会長もパネリストの一人として登壇し、弁護士法72条制定の背景と意義、ロマンス詐欺の被害者に対する非弁業者による着手金請求事例の紹介、弁護士会による指導・監督・懲戒等の対応などについてプレゼンテーションを行った。また、インドからは、偽造学位、テクノロジー・プラットフォームにおける違法な法律業務等、モントリオールからは、非弁の標的となる難民や移民の保護に重点を置いた予防、訴追、アウトリーチ活動等、コンゴ民主共和国からは多様な法的伝統が混在する独特な状況における非弁活動の被害者への救済等について、それぞれ説明がなされた。

このほか、討議後のプログラムとして、会場となつたパリ弁護士会館の近くにあるコンシェルジュリー\*1等の見学や市内のレストランでの食事会等も企画され、参加者同士も親交を深めることができた。特にパリ弁護士会の会長等は、本年7月に来日を予定されていたこともあり(当会も表敬訪問していただいた)、我々を非常に歓待してくださいり、一層絆を深めることができたと思っている。

なお、ホスト会は、欧洲、アジア、北南米、アフリカの各大陸から、同じ大陸が連続しない形で選出さ

\* 1 : 元王宮で、フランス革命期にはマリー・アントワネットが収容されていた建物

れることとなっているところ、次回はコートジボワール弁護士会が担当することとなった。当会はWCBLの創立メンバーでもあり、また同会議は貴重な情報交換・国際交流の場でもあるため、是非、次回以降も継続的に出席できればと考えている。このような積極的な活動を続けることにより、当会のプレゼンスを維持し、数年内に再びホスト会として招待する側に回る機会があることも期待している。東京で再び開催することができれば、当会会員にとっても参加のハードルが下がり、海外弁護士会との交流を一層深める機会となるであろう。

## 2 ミラノ弁護士会との友好協定締結



締結している。具体的には、2007年のシカゴ弁護士会との友好協定に始まり、2010年にパリ弁護士会、2012年に香港大律師公会と香港法律会、2017年にローマとバルセロナの各弁護士会、2018年にベトナム弁護士連合会、そして本年初頭にチェコ弁護士会との間でそれぞれ友好協定を結んでいるところ、本年6月にミラノ弁護士会とも友好協定を締結、1記載のWCBLパリ大会の場を活用し調印式を行った。

ミラノ弁護士会との友好協定締結は、当会も団体会員となっているUIA (Union Internationale des Avocats) ローマ大会（2023年）に参加していたミラノ弁護士会会員の弁護士らとの交流をきっかけ

に、同年のIBA (International Bar Association) パリ大会、翌年4月のIPBA (Inter-Pacific Bar Association) 東京大会、同年10月のUIAパリ大会などの機会に同弁護士会会員らと交流を深め、当時の執行部からも積極的な支持をいただいたことが契機となっている。

当会は前述のとおりローマ弁護士会と友好協定があり、同じ国で複数都市の弁護士会と友好協定を結んだ例はなかったものの、ミラノはイタリアにおけるビジネスの中心地であり多数の日本企業も進出していることなどから、当委員会の審議においてもミラノ弁護士会との協定締結も意義が認められるため推進する方針となり、この度締結に至ったものである。

イタリア全土では約21万7千名の弁護士が登録しているが、その7分の1にあたる約3万名がミラノ弁護士会に登録している。ミラノ弁護士会側では、同会所属の若手弁護士に国際的な経験を積ませるために、数年来、各国・各都市の弁護士会との個別の協定に基づく短期の相互研修派遣プログラムを立ち上げ、派遣及び受け入れを実施しているところ、まだアジアの弁護士会との協定は少ない状況であったことから、当会からのアプローチに対して非常に積極的に応じてくださったものと推測される。

今回の友好協定においては、相互の理事者・役員・会員の訪問や、適宜法律関係の出版物、資料および情報の交換、教育的なイベントの開催等を通じて、友好と相互協力および国際的な法曹界の一員としての両者のきずなを強めるよう努力すること、会員の法律事務所において、相手方の弁護士会が派遣する若手の弁護士のインターンシップないし研修を実施する可能性を検討することにつき合意している。本協定に基づき、セミナーの共同開催、若手弁護士の相互派遣などを実現させるべく、今後も当委員会にて具体的に企画を進めていきたいと考えている。